

## 中国人民銀行上海本部

### 「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務実施細則（試行）」を公布

トランザクションバンキング部

2014年5月22日、人民銀行上海総部は中国（上海）自由貿易試験区（以下略称、「試験区」）の「自由貿易口座」に関する細則「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務実施細則（試行）」（銀総部発〔2014〕46号、以下略称「46号通知」）を公布しました。公布日から施行されています。

2013年12月2日に公布された「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」（銀発〔2013〕244号）の中に自由貿易口座についての記載はありましたが、実際に自由貿易口座を開設するには詳細情報が乏しく、細則の発表が待たれている状況でした。

まず、46号通知の用語を解説します。

【図表1：用語の説明】

用語		意味
試験区分帳核算ユニット (FTU: Free Trade Accounting Unit)		金融機構の既存業務と分離管理するための専用帳簿システム 自由貿易口座を開設する上海地区の金融機構はまず FTU を構築して、帳簿の分離を行わなければならない
試験区分帳核算業務		FTU による自由貿易口座経由で区内の企業や個人に新業務を提供し、域外機構には参入前国民待遇での金融サービスを提供する業務
区内主体	区内機構	1、試験区内で法に則り設立した企業（法人と非法人を含む） 2、域外機構の試験区内駐在機構
	区内個人	試験区内で就業し、区内勤務先経由で中国税務機関に1年以上の所得源泉税を納付する中国公民
	区内域外個人	域外本人確認証明書を持ち、区内で1年以上就業し、中国域内就業許可証を持つ域外（香港、マカオ、台湾を含む）自然人
域外機構		域外（香港、マカオ、台湾を含む）で登記設立した法人とその他組織
自由貿易口座		金融機構の FTU を用いて開設される人民元・外貨口座 <sup>1</sup>
機構自由貿易口座		区内機構自由貿易口座と域外機構自由貿易口座の総称
個人自由貿易口座		区内個人自由貿易口座と区内域外個人自由貿易口座の総称

#### 1、自由貿易口座の説明

自由貿易口座とは金融機構の FTU を用いて開設される、試験区以外の中国国内とは取り扱いが区別された口座のことです。

区内企業と区内個人は上海市の金融機構で、域外機構は自由貿易区内の金融機構で自由貿易口座を開設することができますが、域内区外主体は自由貿易口座を開設することができません。

自由貿易口座を通じて、經常決済、直接投資、証券・先物・デリバティブ投資を取り扱うことができます。

口座は以下5種類に分けられます。

<sup>1</sup> 人民銀行は6ヵ月後に本業務の評価を行った上で外貨業務を開始する予定ですが、当面は人民元のみ取扱です。

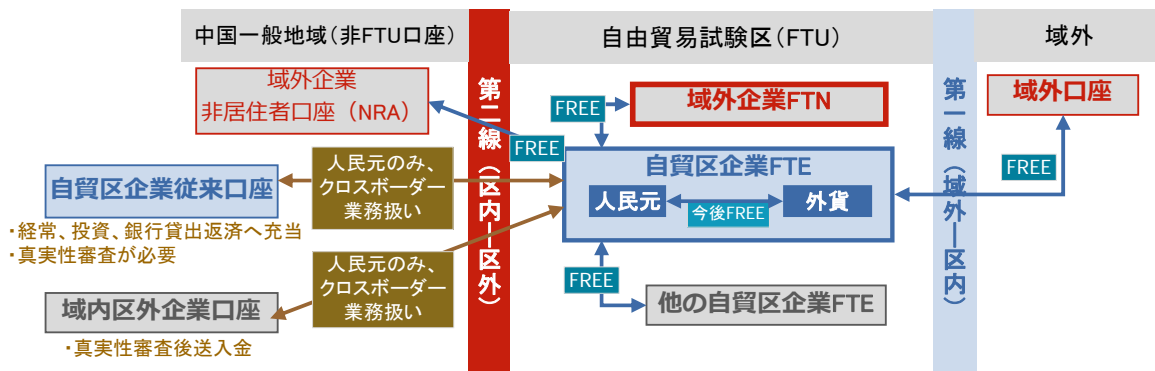
【図表2：自由貿易口座の種類】

	名称	略称	開設可能な対象者
機構	区内機構自由貿易口座	FTE	区内機構と試験区で登記した個人事業者
	域外機構自由貿易口座	FTN	域外機構 ※試験区内の銀行でのみ開設可能
	同業機構自由貿易口座	FTU	その他金融機構のFTUと域外金融機構
個人	区内個人自由貿易口座	FTI	区内個人
	区内域外個人自由貿易口座	FTF	区内域外個人 ※試験区内の銀行でのみ開設可能

2、自由貿易口座の使用規制

自由貿易口座を開設しても、完全に自由な資金移動ができるわけではありません。中国外や自由貿易口座との資金移動は自由ですが、中国内との資金移動はクロスボーダー取引となります。

【図表3 自由貿易口座の使用イメージ図】



<ポイント>

- ✓ 第一線を跨ぐ域外との資金移動である、域外口座、区内区外の非居住者口座 (NRA)、その他自由貿易口座との決済は送金指示書のみで取扱可能です (図表3の青色の矢印)。
- ✓ 第二線を跨ぐ域内 (区内を含む) 機構の非自由貿易口座との取引はクロスボーダー決済となり、人民元のみ取扱可能で、同名義間振替を含め銀行による真実性審査が必要です。(図表3の茶色の矢印)
- ✓ 区内機構の同名義口座との振替は以下に限定されていますが、資本性の資金ルートとして活用できる可能性はあります(詳細は要当局確認)。
  - 1) 経常項目業務
  - 2) 借入期間6ヶ月以上の上海市所在の銀行からの人民元貸出の返済
  - 3) 実業投資(新設、合併、増資等)
  - 4) 人民銀行上海総部が規定するその他クロスボーダー取引

3、その他

自由貿易口座で取り扱える通貨は当面6ヶ月間は人民元のみです。人民銀行は6ヵ月後に本業務の評価を行った上で外貨業務の取り扱いを開始するとしています。

また、自由貿易口座内資金の残高は、「暫定的に現行外債管理に組み入れない(第二十四条)」とされており、当面は外債管理の適用対象外となる模様ですが、暫定的とはいつまでなのか、今後はどう管理していくのかといった詳しい運用状況については今後確認していく必要があります。

上海市の金融機構は分帳核算(分離勘定記帳)制度を構築し、人民銀行のシステム接続テストに合格した後に、自由貿易口座及び分帳核算業務の関連サービスを提供できるようになります。本46号通知と同時に、金融機関向けに『中国(上海)自由貿易試験区に分帳核算業務リスク慎重管理細則(試行)』が公布・施行されています。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>银总部发〔2014〕46号</b>  <b>中国人民银行上海总部关于印发</b>  <b>《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）》和《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）》的通知</b></p> <p>国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海（市）分行；交通银行、上海浦东发展银行、上海银行、上海农商银行；其他城市商业银行上海分行；上海市各外资银行；上海市各非银行金融机构；</p> <p>根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244号，以下简称《意见》），经中国人民银行总行批准，现将《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）》和《中国(上海)自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）》印发给你们，并就有关事项通知如下，请遵照执行。</p> <p>一、自发文之日起，上海市金融机构可按上述两细则要求，启动试验区分账核算管理制度的建设工作，并按照审慎合格标准开展自评和专业评估。经专业评估合格后，可向我总部提出系统接入的书面申请。</p> <p>二、系统经测试验收合格后，可提供自由贸易账户相关金融服务。</p> <p>三、试验区开展《意见》第三部分投融资汇兑业务中涉及到其他相关部门业务的，我总部将根据“成熟一项、推出一项”的原则，支持各有关部门分别制订相应的具体实施细则，充分利用自由贸易账户予以推进。</p>	<p style="text-align: center;"><b>銀総部発〔2014〕46号</b>  <b>中国人民銀行上海総部の</b>  <b>「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務実施細則（試行）」と「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務リスク慎重管理細則（試行）」</b>  <b>を公布することに関する通知</b></p> <p>国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行上海（市）分行；交通銀行、上海浦東發展銀行、上海銀行、上海農商銀行；その他都市商業銀行上海分行；上海市各外資銀行；上海市各非銀行金融機構；</p> <p>「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」（銀発〔2013〕244号、以下略称「意見」）に基づき、中国人民銀行総行の批准を経て、ここに「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務実施細則（試行）」と「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務リスク慎重管理細則（試行）」を公布し、関連事項を以下のように通知するので、執行すること。</p> <p>一、発行の日から、上海市金融機構は上述の2つの細則要求に照らして、試験区分帳核算（分離勘定記帳）管理制度の建設業務を始動させ、慎重合格レベルに照らして自己評価と専門評価を展開できる。専門評価合格後、我が総部にシステム接続の申請書面を提出できる。</p> <p>二、システムが計測試験に合格した後で、自由貿易口座関連金融サービスを提供できる。</p> <p>三、試験区が「意見」第三部分の投融资為替業務の中の関係その他関連部門業務を展開する場合、我が総部は「機が熟したのから実施する」の原則に基づき、各関連部門が相応の具体的な実施細則をそれぞれに制定することを支持し、自由貿易口座を十分利用することを推進する。</p>

四、分账核算业务所涉数据统计，由我总部另行制定操作规程。

五、根据“先本币、后外币”的原则推进自由贸易账户业务。从本币起步，条件成熟时扩展到外币。上述细则发布六个月后，由人民银行和外汇局对分账核算业务情况进行评估，择机启动外币业务。

特此通知。

附件：1.中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）

2.中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）

中国人民银行上海总部

2014年5月21日

附件 1:

**中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）**

### 第一章 总 则

第一条 为支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）建设，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244号，以下简称《意见》）及有关规定，制定本细则。中国人民银行上海总部（含中国人民银行上海分行和国家外汇管理局上海市分局，下同）根据权责一致原则完善试验区分账核算业务管理的工作机制和职责分工，建立本外币协调监管机制。

第二条 上海市金融机构开展试验区分账核算业务适用本细则。

金融机构是指经中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会和中国保险监督管理委员会批准，在中国境内设立并从事金融业务的金融机构。

四、分帳核算業務関連データ統計については、我が総部が別途操作規定を制定する。

五、「先に人民币、後から外貨」の原則に基づき自由貿易口座業務を推進する。人民币から始め、条件が熟した時に外貨へ拡大する。上述細則公布から6ヶ月後に、人民銀行と外管局が分帳核算業務状況に対して評価を行い、機会を選び外貨業務を始動させる。

ここに通知する。

附属資料：1. 「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務実施細則（施行）」

2. 「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務リスク慎重管理細則（试行）」

中国人民銀行上海総部

2014年5月21日

附属資料 1 :

**「中国（上海）自由貿易試験区の分帳核算業務実施細則（施行）」**

### 第一章 総 則

第一条 中国（上海）自由貿易試験区（以下略称「試験区」）の建設を支持するために、「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」（銀発〔2013〕244号、以下略称「意見」）及び関連規定に基づき、本細則を制定する。

中国人民銀行上海総部（中国人民銀行上海分行と国家外貨管理局上海市分局を含む、以下同様）は権限と責任一致の原則に基づき試験区分帳核算（分離勘定記帳）業務管理に係る業務構造と役割分担を完全なものとし、人民币・外貨の協調モニタリング構造を構築する。

第二条 上海市金融機構の試験区分帳核算業務展開は本細則を適用する。

金融機構とは、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会と中国保険監督管理委員会との許認可を経て中国域内で設立し且つ金融業務に従事する金融機構を指す。



試験区分帳核算業務是指上海市金融机构依据《意见》设立分账核算单元，并通过自由贸易账户为区内主体提供《意见》第三部分的投融资创新等相关业务，以及按准入前国民待遇原则为境外机构提供的相关金融服务。

第三条 区内主体包括区内机构、区内个人以及区内境外个人。

区内机构是指：1.在试验区内依法成立的企业（包括法人和非法人）；2.境外机构驻试验区内机构。

区内个人是指在试验区内工作，并由其区内工作单位向中国税务机关代扣代缴一年以上所得税的中国公民。

区内境外个人是指持有境外身份证件、在试验区内工作一年以上、持有中国境内就业许可证的境外（含港、澳、台地区）自然人。境外机构是指在境外（含港、澳、台地区）注册成立的法人和其他组织。

区内机构自由贸易账户和境外机构自由贸易账户合称为机构自由贸易账户；区内个人自由贸易账户和区内境外个人自由贸易账户合称为个人自由贸易账户。

第四条 本细则所称的试验区分账核算单元是指上海市金融机构为开展试验区分账核算业务，在其市一级机构内部建立的自由贸易专用账务核算体系——（FTU-Free Trade Accounting Unit），并建立相应的机制实现与金融机构其他业务分开核算。

第五条 本细则所称的自由贸易账户是金融机构根据客户需要在试验区分账核算单元开立的规则统一的本外币账户。

中国人民银行上海总部可根据风险审慎管理需要，在自由贸易账户中对特定高风险业务采用子账户方式的专户管理模式实现相应的管理目标。

試験区分帳核算業務とは、上海市金融機構が「意見」に基づき分帳核算ユニットを構築し、自由貿易口座経由で区内主体のために「意見」第三部分の投融資刷新等の関連業務を提供し、参入前国民待遇原則により域外機構のために提供する関連金融サービスを指す。

第三条 区内主体は区内機構、区内個人及び区内域外個人を含む。

区内機構とは以下を指す。1.試験区内で法に則り設立した企業（法人と非法人を含む）；2.域外機構の試験区内駐在機構。

区内個人とは、試験区内で就業し、且つ区内勤務先経由で中国税務機関に1年以上の所得源泉税を納付する中国公民を指す。

区内域外個人とは、域外本人確認証明書を有し、試験区内で1年以上就業し、且つ中国域内就業許可証を有する域外（香港、マカオ、台湾地域を含む）自然人。

域外機構とは、域外（香港、マカオ、台湾地域を含む）で登記設立した法人及びその他組織。

区内機構自由貿易口座と域外機構自由貿易口座を合わせて機構自由貿易口座と称する；区内個人自由貿易口座と区内域外個人自由貿易口座を合わせて個人自由貿易口座と称する。

第四条 本細則でいう試験区分帳核算ユニットとは、上海市金融機構が試験区分帳核算業務を展開するために、その市の一級機構内で構築する自由貿易専用帳簿核算システム——（FTU: Free Trade Accounting Unit）を指し、且つ相応のメカニズム構築が金融機構その他業務とは独立した核算を実現するもの。

第五条 本細則でいう自由貿易口座とは、金融機構が顧客ニーズに基づき試験区分帳核算ユニットにて開設する規則が統一された人民元・外貨口座を指す。

中国人民銀行上海総部はリスク慎重管理ニーズに基づき、自由貿易口座における特定のハイリスク業務に対して分口座方式の専用口座管理モデルを採用することで相応の管理目標を実現できる。

第六条 中国人民银行上海总部对自由贸易账户与境外账户、境内区外的非居民机构账户，以及自由贸易账户之间的资金流动按宏观审慎原则实施管理；对自由贸易账户与境内（含区内）其他银行结算账户之间的资金流动根据有限渗透加严格管理的原则按跨境业务实施管理。

上海市金融机构应按“了解业务、了解客户以及尽职调查”的展业三原则（以下简称展业三原则）要求对账户资金流动进行相应的审核。

## 第二章 分账核算管理

第七条 中国人民银行上海总部根据试验区发展和风险管理需要，指导上海市金融机构开展分账核算业务。

第八条 上海市金融机构应按中国人民银行上海总部发布的《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）》建立相应的内部风险控制和分账核算管理机制。

第九条 金融机构应以上海市级机构为单位，接入中国人民银行上海总部的网络系统，并按人民银行和外汇管理有关规定报送相关业务信息。  
中国人民银行上海总部负责组织对金融机构系统接入的验收。

第十条 同一金融机构的上海市（包括试验区）各经营网点为区内主体以及境外机构办理的分账核算业务，应纳入其市级机构对应的分账核算单元进行单独核算，不得与其他业务混同。

第十一条 上海市级金融机构应当按照“标识分设、分账核算、独立出表、专项报告、自求平衡”的要求开展试验区分账核算业务。

（一）标识分设。金融机构应在试验区分账

第六条 中国人民銀行上海総部は自由貿易口座と域外口座、域内区外非居住者機構口座、及び自由貿易口座間の資金流動に対してマクロプルーデンス原則に照らして管理を実施する；自由貿易口座と域内（区内を含む）その他銀行決済口座間の資金流動に対しては有限浸透と厳格管理原則に基づきクロスボーダー業務に照らして実施管理する。

上海市の金融機構は「業務を理解する」、「顧客を理解する」、「デューデリジェンス」の業務展開三原則（以下略称「業務展開三原則」）に基づいて口座の資金流動に対し相応の審査を行わなければならない。

## 第二章 分帳核算管理

第七条 中国人民銀行上海総部は試験区の発展とリスク管理ニーズに基づき、上海市の金融機構に分帳核算業務の展開を指導する。

第八条 上海市の金融機構は中国人民銀行上海総部が公布した『中国（上海）自由貿易試験区分帳核算業務リスク慎重管理細則（試行）』に照らして相応の内部リスクコントロールと分帳核算管理構造を構築しなければならない。

第九条 金融機構は上海市級機構を単位とし、中国人民銀行上海総部のネットシステムへ接続し、人民銀行と外貨管理関連規定に基づき関連業務情報を報告する。  
中国人民銀行上海総部は責任をもって金融機構システム接続の検査を行う。

第十条 同一金融機構の上海市（試験区を含む）各拠点が区内主体及び域外機構のために取扱う分帳核算業務は、その市級機構が対応する分帳核算ユニットに組み入れて単独核算（勘定記帳）を行い、他の業務とは混同してはならない。

第十一条 上海市市級金融機構は「記号別設定、分帳核算、独立報告書、特定項目報告、自ら均衡を求める」の要求に照らして試験区に分帳核算業務を展開する。

（一）記号別設定。金融機構は試験区分帳核算ユニット

核算单元中为区内主体及境外机构开立自由贸易账户。所有自由贸易账户的账号必须加相应的前缀同步标识。

(二) 分账核算。金融机构应建立独立的核算科目体系，确保分账核算业务及资金与其它业务及资金分开核算。金融机构在为自由贸易账户办理本外币资金的出账、清算、兑换、入账等业务时，应确保账户前缀标识在业务流程中全程体现。

金融机构试验区分账核算单元自身的各项金融及资金业务也必须纳入分账核算管理。

(三) 独立出表。金融机构应对分账核算业务编制独立的损益表、资金来源运用表以及业务状况表等报表，并聘请在境内注册的会计师事务所进行审计。各类报表应于每个会计年度结束后3个月内上报中国人民银行上海总部。

(四) 专项报告。金融机构应对分账核算业务发展规划、可能发生的风险隐患以及重大事项等向中国人民银行上海总部专项报告。

(五) 自求平衡。金融机构应按自求平衡原则对分账核算业务进行管理，并建立资金、敞口、杠杆率、流动性和风险控制等市场化运作管理的内部业务管理流程，以及相应的应急预案。

第十二条 金融机构试验区分账核算单元因向自由贸易账户提供兑换服务而产生的本外币头寸应在区内或境外进行平盘。

金融机构试验区分账核算单元吸收的自由贸易账户外币资金余额，除因清算需要必须存放境内金融机构的，不得存放境内金融机构。如因清算需要存放境内金融机构的，纳入该清算账户开户金融机构的外债管理。

の中で区内主体及び域外機構のために自由貿易口座を開設する。全ての自由貿易口座番号には必ず相応の接頭記号を加えなければならない。

(二) 分帳核算。金融機構は独立した核算科目体系を構築し、分帳核算業務と資金は他の業務及び資金とは分けて核算することを確保しなければならない。金融機構は自由貿易口座で人民元・外貨資金の出金、清算、両替、入金等の業務を行う時に、口座接頭記号が業務プロセス中の全過程を体现することを確実に保証しなければならない。

金融機構試験区分帳核算ユニット自身の各金融及び資金業務も必ず分帳核算管理に組み入れなければならない。

(三) 独立報告書。金融機構は分帳核算業務に対して独立した損益表、資金出所運用表及び業務状況表等の報告書を制定し、域内に登録した会計士事務所を招聘して監査を行う。各種報告書は毎会計年度終了後3ヶ月以内に中国人民銀行上海総部へ報告しなければならない。

(四) 特定項目報告。金融機構は分帳核算業務の発展計画、発生する可能性のある隠れたリスク及び重大事项等に対して中国人民銀行上海総部に特定項目の報告をしなければならない。

(五) 自ら均衡を求める。金融機構は自ら均衡を求めるという原則に基づき分帳核算業務に対して管理を行い、資金、ポジション、レバレッジ比率、流動性とリスクコントロール等の市場化運営管理の内部業務管理プロセス及び相応の応急事前対策を構築しなければならない。

第十二条 金融機構試験区分帳核算ユニットは自由貿易口座への両替サービス提供によって生じた人民元・外貨ポジションに対して区内或いは域外でカバー取引を行わなければならない。

金融機構試験区分帳核算ユニットが吸収した自由貿易口座の外貨資金残高は、清算ニーズによって必ず域内金融機構に預けなければならない場合を除いて、域内金融機構に預けてはならない。清算ニーズによって域内金融機構に預ける場合は当該清算口座を開設した金融機構の外債管理に組み入れる。



第十三条 金融机构试验区分账核算单元可以通过内部联行往来的方式在其境内法人机构开立人民币清算专用账户，用于系统内及跨系统清算。该账户的日常管理应满足以下条件：

(一) FTU 清算账户日末余额≤该日清算收支净额 $10\%$ \*宏观审慎调节参数；

(二) FTU 清算账户月内日终累计净额≤10亿元人民币；

(三) FTU 清算账户按月的日余额累计≤0。宏观审慎调节参数由中国人民银行上海总部制定，并可根据资金流动及风险审慎管理需要进行调整。

### 第三章 自由贸易账户管理

第十四条 自由贸易账户可办理经常项下和直接投资项下的跨境资金结算。

区内主体以及设立分账核算单元的金融机构可通过开立自由贸易账户，按规定开展《意见》第三部分的投融资汇兑创新及相关业务。中国人民银行上海总部可根据业务开展情况调整账户使用条件。

第十五条 金融机构可以在试验区分账核算单元中为本细则第三条所列的机构开立相应的自由贸易账户。

(一) 区内机构自由贸易账户。适用对象为区内机构和在试验区内注册的个体工商户。账号前缀标识为“FTE”。

(二) 境外机构自由贸易账户。适用对象为境外机构，只能开立在区内金融机构。账号前缀标识为“FTN”。

(三) 同业机构自由贸易账户。适用对象为其他金融机构的试验区分账核算单元和境外金融机构。账号前缀标识为“FTU”。

除本细则规定外，上述账户参照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》等规定管理。

第十三条 金融機構試験区分帳核算ユニットは内部連携往来方式を通じてその域内法人機構で人民元清算専用口座を開設し、システム内及び異なるシステムの清算に用いることができる。当該口座の日常管理は以下条件を満たさなければならない。

(一) FTU 清算口座当日末残高≤当日清算収支ネット額の $10\%$ \*マクロプルーデンス政策変数；

(二) FTU 清算口座月次当日末累計ネット額≤10億元人民幣；

(三) FTU 清算口座月次当日末残高累計≤0。

マクロプルーデンス政策変数は中国人民銀行上海総部が設定し、資金流動とリスクプルーデンス管理ニーズに基づき調整を行う。

### 第三章 自由貿易口座管理

第十四条 自由貿易口座は經常項目と直接投資項目下のクロスボーダー資金決済を取扱いできる。

区内主体及び分帳核算ユニットを構築した金融機構は自由貿易口座の開設により、規定に照らして「意見」第三部分の投融资両替刷新及び関連業務を展開できる。中国人民銀行上海総部は業務展開状況に基づき口座使用条件を調整できる。

第十五条 金融機構は試験区分帳核算ユニットの中で本細則第三条に記載された機構に対し相応の自由貿易口座を開設できる。

(一) 区内機構自由貿易口座。適用対象は区内機構と試験区で登記した個人事業者。口座番号の接頭記号は「FTE」。

(二) 域外機構自由貿易口座。適用対象は域外機構。区内金融機構でのみ開設可能。口座の接頭記号は「FTN」。

(三) 同業機構自由貿易口座。適用対象はその他金融機構の試験区分帳核算ユニットと域外金融機構。口座の接頭記号は「FTU」。

本細則規定を除き、上述した口座は「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機構人民元銀行決済口座管理弁法」等の規定を参照して管理する。



第十六条 金融机构可以在试验区分账核算单元中为本细则第三条所列的个人开立相应的自由贸易账户。

(一) 区内个人自由贸易账户。账号前缀标识为“FTI”。

(二) 区内境外个人自由贸易账户。只能开立在国内金融机构。账号前缀标识为“FTF”。除本细则规定外，上述账户参照人民币银行和外汇管理有关规定管理。

第十七条 金融机构可凭收付款指令办理各类机构自由贸易账户与境外账户、境内区外的非居民机构账户，以及自由贸易账户之间的资金划转。收付款指令要素应满足相关信息报送要求。

第十八条 机构自由贸易账户与境内（含区内）机构非自由贸易账户之间产生的资金划转（含同名账户）应以人民币进行，并视同跨境业务管理，金融机构应按展业三原则要求进行相应的真实性审核。

第十九条 金融机构在为区内机构自由贸易账户、境外机构自由贸易账户、区内个人自由贸易账户、区内境外个人自由贸易账户办理境内付款业务时，应当在汇款附言中分别注明“区内机构 FT 账户划出”、“境外机构 FT 账户划出”、“区内个人 FT 账户划出”和“区内境外个人 FT 账户划出”，收款的金融机构对业务进行审核后办理入账手续。

第二十条 同一非金融机构自由贸易账户与其开立的境内其他银行结算账户之间，可办理以下业务项下的人民币资金划转：

(一) 经常项下业务。

(二) 偿还自身名下且存续期超过 6 个月（不含）的上海市银行业金融机构发放的人民币贷款，偿还贷款资金必须直接划入开立在该贷款银行的同名账户。

(三) 新建投资、并购投资、增资等实业投

第十六条 金融機構は試験区分帳核算ユニットの中で本細則第三条で記載された個人に対し相応の自由貿易口座を開設できる。

(一) 区内個人自由貿易口座。口座の接頭記号は「FTI」。

(二) 区内域外個人自由貿易口座。区内金融機構のみで開設可能。口座の接頭記号は「FTF」。

本細則の規定を除いて、上述した口座は人民銀行と外貨管理関連規定を参照して管理する。

第十七条 金融機構は送金指示書で各種機構自由貿易口座と域外口座、域内区外の非居住者口座及び自由貿易口座間の資金振替を行うことができる。送金指示書の要素は関連情報の報告要求を満たさなければならない。

第十八条 機構自由貿易口座と域内（区内を含む）機構非自由貿易口座間に発生した資金振替（同名義口座を含む）は人民元建てで行い、クロスボーダー業務と見做して管理し、金融機構は業務展開三原則の要求に照らして相応の真実性審査を行わなければならない。

第十九条 金融機構は区内機構自由貿易口座、域外機構自由貿易口座、区内個人自由貿易口座、区内域外個人自由貿易口座で域内支払業務を行う時、送金書の備考欄に「区内機構 FT 口座振出」、「域外機構 FT 口座振出」、「区内個人 FT 口座振出」と「区内域外個人 FT 口座振出」を別々に明記し、資金受取り金融機構は業務審査を行った後入金手続を行わなければならない。

第二十条 非金融機構自由貿易口座と同一の非金融機構が開設した域内その他銀行決済口座間において、以下業務項目下の人民元資金振替を行うことができる。

(一) 經常項目下の業務。

(二) 自己名義且つ借入期間 6 ヶ月超（6 ヶ月を含まず）の上海市銀行業金融機構からの人民元ローン返済する場合、返済資金は必ず借入銀行で開設した同名義口座に直接入金しなければならない。

(三) 新設、合併、増資等実業投資。

資。

(四) 中国人民银行上海总部规定的其他跨境交易。

开户金融机构应当对上述境内账户间的资金划转进行相应的业务真实性审核。

中国人民银行上海总部可对上述资金划转业务进行抽查，并可根据需要对上述资金划转的条件进行调整。

第二十一条 机构自由贸易账户可使用电子商业汇票。银行业金融机构应对自由贸易账户签发和转让的电子商业汇票进行相应的审核。

机构自由贸易账户纸质票据及其使用，另行规定。

第二十二条 金融机构应当通过中国人民银行的支付清算系统或同城综合支付系统办理自由贸易账户跨行人民币资金收付，并确保账号前缀标识全程体现。涉及外汇管理的，参照外汇管理有关规定办理。

第二十三条 对已实现可兑换的业务(含经常项目和直接投资相关业务)，自由贸易账户内资金可自由兑换；对《意见》第三部分投融资创新业务，自由贸易账户内资金可根据实际业务需求进行兑换；涉及特定高风险业务的自由贸易账户内资金应按中国人民银行上海总部相关细则规定的条件进行兑换。

第二十四条 自由贸易账户中的资金余额暂不纳入现行外债管理。

第二十五条 自由贸易账户不得办理现金业务。

第二十六条 区内个人和区内境外个人通过自由贸易账户办理《意见》第三部分规定的投融资汇兑及相关业务所涉及的资金划转，

(四) 中国人民銀行上海総部が規定するその他クロスボーダー取引。

口座を開設した金融機構は上述の域内口座間の資金振替に対して相応の業務真实性審査を実施しなくてはならない。

中国人民銀行上海総部は上述の資金振替業務に対して抜き打ち検査を行うことができ、需要に応じて上述の資金振替条件を調整できる。

第二十一条 機構自由貿易口座は電子商業手形を使用できる。銀行業金融機構は自由貿易口座が振り出しと譲渡を行った電子商業手形に対して相応の審査を行わなければならない。

機構自由貿易口座の紙ベース手形及びその使用については、別途規定する。

第二十二条 金融機構は中国人民銀行の支払清算システム或いは同城(同一都市)総合支払システムを通じて自由貿易口座の銀行間人民元資金収支を取り扱わなくてはならず、口座接頭記号が全工程を体现することを確実に保証しなくてはならない。関連外貨管理においては外貨管理関連規定を参照し取扱う。

第二十三条 既に両替が可能となっている業務(經常項目と直接投資関連業務を含む)について、自由貿易口座内の資金は自由に両替できる。「意見」第三部分の投融资刷新業務に対し、自由貿易口座内の資金は実際の業務ニーズに基づき両替できる。関連特定ハイリスク業務の自由貿易口座内の資金は中国人民銀行上海総部関連細則で規定する条件に照らして両替しなければならない。

第二十四条 自由貿易口座内の資金残高は暫定的に現行外債管理に組み入れない。

第二十五条 自由貿易口座は現金業務を取り扱ってはならない。

第二十六条 区内個人と区内域外個人は自由貿易口座を通じて「意見」第三部分規定の投融资両替及び関連業務に関連する資金振替を取扱う場合、中国人民銀行上海

按照中国人民银行上海总部制订的相关业务规定办理。

第二十七条 中国外汇交易中心、上海清算所等机构在获准向试验区内及境外提供各类跨境金融交易及清算结算服务后，应通过中国人民银行上海总部的系统报送相关信息。

#### 第四章 监督管理

第二十八条 金融机构应按中国人民银行上海总部有关规定报送自由贸易账户信息；自由贸易账户发生的国际收支应按国际收支统计申报要求进行申报；自由贸易账户信息还应按中国人民银行上海总部要求报送到外汇管理信息系统。

第二十九条 金融机构办理试验区分账核算业务应认真执行反洗钱、反恐融资以及反逃税相关规定，切实履行必要的审核职责。

第三十条 中国人民银行上海总部负责对金融机构试验区分账核算业务进行非现场监测和现场检查。发生重大风险事件的，或出现严重违法违规行为的，可暂停或取消试验区分账核算业务，并对其上海地区市级机构及相关责任人依法追究职责。

第三十一条 中国人民银行上海总部可根据金融宏观审慎管理的需要，对金融机构开展的试验区分账核算业务范围进行调整。

#### 第五章 附 则

第三十二条 试验区开展《意见》第三部分投融资汇兑便利业务由中国人民银行上海总部根据“成熟一项、推出一项”的原则会同相关部门另行制定。

総部が制定した関連業務規定に照らして行う。

第二十七条 中国外為取引センター、上海清算所等の機構は批准を取得して試験区内及び域外に各種クロスボーダートランザクション取引及び清算サービスを提供した後、中国人民銀行上海総部システムを通じて関連情報を報告しなければならない。

#### 第四章 監督管理

第二十八条 金融機構は中国人民銀行上海総部関連規定に照らして自由貿易口座情報を報告しなければならない；自由貿易口座で発生した国際収支は国際収支統計報告要求に照らして報告を行わなければならない；さらに自由貿易口座情報は中国人民銀行上海総部の要求に照らして外貨管理情報システムへ報告しなければならない。

第二十九条 金融機構が試験区分帳核算業務を行う時、アンチマネーロンダリングや反テロ融資、反脱税の関連規定を真摯に執行し、必要な審査職責を適切に履行しなければならない。

第三十条 中国人民銀行上海総部は金融機構の試験区分帳核算業務に対してオフサイトモニタリングとオンサイト検査を行う責任を持つ。重大なリスク事件が発生した場合、或いは深刻な違法規定違反行為が現れた場合、試験区分帳核算業務を暫定的に停止する或いは取消し、その上海地区市級機構及び関連責任者に対して法に則って責任を追及できる。

第三十一条 中国人民銀行上海総部は金融マクロプルーデンス管理要求に基づき、金融機構が展開する試験区分帳核算業務範囲に対して調整を行える。

#### 第五章 附則

第三十二条 試験区が展開する「意見」第三部分の投融資両替の業務便利化について中国人民銀行上海総部は「機が熟したのから実施する」の原則に基づき関連部門と共同で別途制定する。

<p>试验区开展《意见》第三部分投融资汇兑便利业务中涉及到其它相关部门业务的，中国人民银行上海总部支持各有关部门分别制订相应的具体实施细则，充分利用自由贸易账户予以推进。</p> <p>第三十三条 经中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会和中国保险监督管理委员会批准的上海市非银行金融机构办理试验区分账核算业务的，参照适用本细则。</p> <p>第三十四条 本细则由中国人民银行上海总部负责解释。</p> <p>第三十五条 本细则自颁布之日起施行。</p>	<p>試験区が展開する「意見」第三部分の投融資両替の業務利便化において関連するその他関連部門業務がある場合、中国人民銀行上海総部は各関連部門が個別に具体的な実施細則をそれぞれ制定することを支持し、自由貿易口座を充分利用することを推進する。</p> <p>第三十三条 中国人民銀行と中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会の批准を経た上海市非銀行金融機構が試験区分帳核算業務を行う場合は、本細則を参照適用する。</p> <p>第三十四条 本細則は中国人民銀行上海総部が解釈に責任を負う。</p> <p>第三十五条 本細則は公布日から施行する。</p> <p>(付属資料2：省略)</p>
--	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007